我孫子市建設工事適正化指導要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)並びに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、我孫子市(以下「市」という。)が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体系の確立等に関し必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保することで、建設工事に対する市民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 建設業者 法第3条第1項の許可(同条第3項の規定による許可の 更新を含む。)を受けて建設業を営む者をいう。
 - (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可 (同条第3項の規定による許可の更新を含む。) を受けた者をいう。
 - (3) 元請業者 下請契約における全ての注文者をいう。
 - (4) 下請業者 下請契約における全ての請負人をいう。
 - (5) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
 - (6) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
 - (7) 監理技術者補佐 法第26条第3項ただし書に規定する**監理技術者 の行うべき職務を補佐する者**をいう。
 - (8) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
 - (9) 工事担当課の長 発注工事の指導、監督等の事務を所掌する課長を いう。
 - (10) 監督職員 我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)第149 条第2項に規定する監督職員をいう。

(合理的な請負契約の締結)

- 第3条 市と建設業を営む者との間における請負契約は、法第19条第1項各 号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。
- 2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により下請契約を締結しなければならない。

(一括下請の禁止等)

- 第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするか を問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。

(下請契約の締結の制限)

- 第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から請け負った建設工事を施工 するための次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。
 - (1) 下請代金の額が1件で法第3条第1項第2号の建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「政令」という。)で定める金額以上である下請契約
 - (2) 1件の工事につき下請契約が2以上になる場合において、その下請 契約を締結することにより、下請代金の総額が法第3条第1項第2号 の政令で定める金額以上となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設 業者以外の者と下請契約を締結してはならない。
 - (1) 建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
 - (2) 建築一式工事以外の工事にあっては、工事1件の請負代金の額が5 00万円に満たない工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設業者は、請け負った建設工事の適正な施工を確保するため、当該 工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければな らない。

- 2 特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金 の総額が法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、前項 の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上 の管理を行わなければならない。
- 3 政令第27条に定める建設工事においては、前2項に定める主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で置かなければならない。この場合、当該技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するものとする。
- 4 前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項の規定による 監理技術者資格者証の交付を受けている者で国土交通大臣の登録を受けた 講習を受講した者のうちからこれを選任しなければならない。
- 5 第3項に定める監理技術者にあっては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し、法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、当該監理技術者の専任を要しない。

(元請業者の義務)

- 第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金、 賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次の事項 を遵守しなければならない。
 - (1) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程 の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴く こと。
 - (2) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注 文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たな い金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
 - (3) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。

- (4) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の 通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、 できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了する こと。
- (5) 元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合は、この限りでない。
- (6) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の 額を減じないこと。
- (7) 市から工事を請け負った建設業者は、その工事における全ての下請業者に対して、この要領に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

(下請代金の支払条件)

- 第8条 下請契約における下請代金の支払においては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての、 資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金 で、前払金として支払うよう努めること。
 - (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後に おける支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工 した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の 支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支 払うこと。
 - (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。)における下請代金は、前条第5号の申出の日(同号の特約がされている場合にあっては、その一定の日)から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において

支払うこと。

- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由なしに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手 形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少 なくとも労務費相当分については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、 又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は、元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形は、交付しないこと。 (下請業者の選定)
- 第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引 の状況等を的確に評価し、次に掲げる事項を全て満たしている優良な者を選 定するよう努めるものとする。
 - (1) 過去における工事成績が優良であること。
 - (2) その建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
 - (3) その建設工事を施工するに足りる労働力を確保できると認められること。
 - (4) その建設工事を施工するに足りる機械器具を確保できると認められること。
 - (5) その建設工事を施工するに足りる法定資格者を確保できると認められること。
 - (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
 - (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとと もに、労働条件が適正であると認められること。

- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあっては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は、適法に行うことはもとより、出入国管理及び 難民認定法(昭和26年法律第319号)に違反して不法に外国人を 就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合において は、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(施工体制の把握)

第10条 建設業者は、市発注工事を請け負い、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、「施工体制台帳及び作業員名簿(様式第1号又はこれに準ずるもの)」並びに「施工体系図(様式第3号又はこれに準ずるもの)」 を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」 という。)第14条の2第1項各号及び同上第2項各号に掲げる事項が、(同 条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他 これに類する方法により)電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディス ク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機 器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳 への記載及び添付資料に代えることができる。

2 前項の建設工事の<u>下請業者</u>は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、<u>「再下請負通知書及び作業員名簿(様式第2号</u> <u>又はこれらに準ずるもの)」</u>を作成し、前項の建設業者に<u>書面により</u>通知しなければならない。

なお、当該通知は、前項の建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法 により通知することができる。この場合において、当該下請業者は、当該書 面による通知をしたものとみなす。 また、施行規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施行規則第14条の4第3項に規定する添付資料に代えることができる。

- 3 第1項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 4 **第1項の建設業者は**、施工体系図を当該工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。**施行規則第14条の3**の規定についてもこの規定を準用する。
- 5 **第1項の建設業者は**、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負った下請負人に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により**書面にて**通知を行わなければならない。

なお、当該通知は、施行規則第14条の3第5項で定めるところにより、 当該下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知することがで きる。この場合において、第1項の建設業者は、当該書面による通知をした ものとみなす。

- 6 第2項の規定による下請負人は、様式第5号又はこれに準ずる様式により **書面にて**通知を行わなければならない。
- 7 第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならない建設工事について、下請業者のうち、外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成26年8月13日国土交通省告示第822号)に規定される受入建設企業においては、現場に施行規則第14条の2第2項トに規定する外国人建設就労者を新規入場させる場合に、外国人建設就労者建設現場入場届出書(様式第13号又はこれに準ずるもの)を作成し、元請業者に提出しなければならない。(雇用条件の改善)
- 第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表に定める事項について措置するものとする。
- 2 市から建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関

する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事における全ての下請業者が前項の措置を講じる指導、助言その他の援助を行うものとする。

3 市から建設工事を請け負った建設業者以外の元請業者は、前項の指導、助 言その他の援助に関して協力するものとする。

(市発注工事における届出等)

- 第12条 第10条第1項に規定する市発注工事を請け負った建設業者は、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、市との請負契約締結後、原則として1月以内に下請業者選定通知書(様式第6号)に施工体制台帳及び施工体系図を添付の上、工事担当課の長に届出しなければならない。
- 2 前項に規定する工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は 監理技術者(**監理技術者補佐を選任する場合には、監理技術者補佐を含む。**) を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通 知書(様式第7号)を、工事担当課の長に届出なければならない。現場代理 人又は専門技術者を選任したときも同様とする。
- 3 前2項の届出事項に変更があったときは、当該建設業者は、2週間以内に 下請業者変更届(様式第8号)又は変更通知書(様式第9号)を工事担当課 の長に届出なければならない。

(点検及び調査)

- 第13条 工事担当課の長は、前条第1項の提出があったときは、入札契約適 正化法及び同法施行令に係る我孫子市入札・契約事務運用基準(平成14年 4月1日施行)の規定に基づく施工体制等点検表により点検しなければなら ない。
- 2 工事担当課の長は、前項の点検のほか、発注工事について入札契約適正化 法第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について調査しなければならない。
- 3 工事担当課の長は、前2項の点検及び調査の結果、入札契約適正化法第1 1条各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、速やかに

点検等報告書(様式第10号)により当該工事担当部長を経由し、契約担当 部長に報告しなければならない。

4 前項の報告を受けた契約担当部長は、市長の承認の上、建設業許可行政庁 等関係行政庁へ報告するものとする。

(監督職員等)

第14条 工事を所管する部の長は、発注工事の施工状況等を監督する者(以下「監督職員」という。)を定め、速やかに当該工事を請け負った建設業者に対し監督職員選任通知書(様式第11号)により通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。

(不正事実の申告)

- 第15条 元請業者及び下請業者において、この要領に違反する事実があると きは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適切な措置をと るべきことを求めることができる。
- 2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、工事担当課の長に命じ、 その事実を速やかに調査して違反の是正等の必要な措置を講ずるものとす る。

(指導勧告等)

- 第16条 市長は、建設業許可行政庁の指導又は建設業許可行政庁との協議等により、この要領に違反した建設業者等に対し必要があると認められるときは、次の各号に定める措置を行うことができるものとする。
 - (1) 法第41条第1項の規定による指導、助言及び勧告
 - (2) 公募型一般競争入札を実施する際に参加資格の喪失

附 則 (平成24年3月30日総管第616号部長決裁) この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年1月21日総務第793号部長決裁)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、この決裁の施行の日以後に公示又は指名する 入札若しくは見積依頼する随意契約から適用し、同日前に公示又は指名した

入札及び見積依頼した随意契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月6日総務第193号部長決裁)

- 1 この要領は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、請負契約の時点にかかわらず、施行後の全ての工事請負契約に適用する。

附 則(平成29年12月11日総務第680号部長決裁) この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年2月16日総務第1201号部長決裁) この要領は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年10月7日総行第357号部長決裁) この要領は、決裁の日から施行する。 別表 (第11条関係)

<雇用・労働条件の改善>

- 1 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、 労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 2 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあっては、必ず就業規則を作成の上、労働 基準監督署に届け出ること。
- 3 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払う こと。
- 4 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
- 5 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保 には十分配慮すること。

<安全・衛生の確保>

- 6 労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者に対する安全衛生教育を実施すること。
- 7 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接 建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

<社会保険の加入>

- 8 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付する こと。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対し ても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 9 法定福利費を必要経費として適正に確保すること。特に、元請業者においては、下請業者との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書(特股の理由により、これを作成することが困難な場合にあっては、適正な法定福利費を含んだ見積書)の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること。また、下請業者においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請業者に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を必要な保険に加入させること。

<福祉の充実>

- **10** 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 11 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚 生年金基金の加入に努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならな い建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- 12 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

<福利厚生施設の整備>

- **13** 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境 の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定 を遵守すること。
- 14 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

<技術及び技能の向上>

15 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

<適正な雇用管理>

- 16 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- 17 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- **18** 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

<その他>

19 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する 法令を遵守すること。